

平成25年第8回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年9月5日（木）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	21番	田上 一	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	小島 昌文	26番	植田 勇一
27番	植田 英男	28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄
31番	松本 哲海	32番	生田三之利	34番	岩永 幹生	35番	池本 信秋
36番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

9番 荒木ひろ子 20番 福田 友明 33番 谷川 文武

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 係長 二階堂 正一郎
主任 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 47号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 48号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 49号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 50号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 51号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 52号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 21号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 22号 許可不要転用届について
- 第 23号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんこんにちは。ちょっと定刻よりも早うございますけれども開催したいと思います。

現在の出席委員は、36名のうち荒木ひろ子委員、福田委員、谷川委員、3名の方から欠席の届けが出ております。ほかに坂本委員が少し遅れるということですので、現在32名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第8回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりごあいさつをいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。ではよろしく申し上げます。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第47号より議第52号まで51件と報告20件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、植田英男委員と三川委員をお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第47号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第47号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田981㎡外7筆、計6,692㎡を子へ一括贈与するものです。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の畑50㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

3番、熊本市西区河内町の申請人で、申請物件が南坂門田の畑10,020㎡を子へ贈与するものです。

4番、神奈川県秦野市、埼玉県ふじみ野市と上小田の申請人で、申請物件が上小田の畑918㎡外4筆、計1,921㎡を知人へ贈与するものです。

5番、大阪府枚方市と山部田の申請人で、申請物件が築地の畑532㎡を耕作不

能と経営拡張による売買です。

6番、大分市と玉名市の申請人で、申請物件が両迫間の田1,002㎡を甥へ贈与するものです。

7番、岱明町、倉敷市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田54㎡外2筆、計2,290㎡を親戚へ贈与するものです。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田565㎡外3筆、計9,296㎡を子へ一括贈与するものです。

9番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑929㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,510㎡を甥へ贈与するものです。

11番、岱明町と天水町の申請人で、申請物件が岱明町の畑444㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

以上11件、34,686㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（井上清晴君） 1番の案件について。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲受人も兼業ではありますが農業を頑張っておられます。また、下限面積が満たされており許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○7番（永田知博君） 2番の案件についてご説明いたします。

ここに記載のとおり、相手方の要望と耕作便利、この受け人のほうは認定農家でもあります。下限面積も十分に備えておりますので、許可相当であると判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○13番（本田多美子君） 譲渡人、譲受人は親子関係であり、息子さんは後継者として頑張っておられます。子への贈与ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4、5、6は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○16番（田辺信之君） 4番の案件について説明します。

譲渡人は、神奈川県と埼玉県にお住まいで、こちらに帰ってくる計画がないということで、現在小作されている譲受人に贈与ということです。譲受人も下限面積が満たされていますので、許可相当と判断します。

5番は、こちらにも耕作不能ということで、下限面積も満たされるということで、許可相当と判断します。

6番について説明します。譲渡人は、現在大分に住んでおられます。譲受人は、現在おじさんの土地を小作しておられます。それで、おじさんももう年で帰る計画もないということで、甥に贈与ということです。譲受人も下限面積を満たされていますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次に7番。

○18番（荒木まつ子君） 7番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は、実姉といとこ、おばさんにあたり、管理ができないとのことで譲受人へ贈与されたものです。米とか野菜など作られるとのことで、何の問題もなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次に、8番。

○26番（植田勇一君） 8番の案件についてご説明いたします。

子への一括贈与ということですがけれども、米、苺等を耕作されており、下限面積も満たされており許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次に、9番。

○35番（池本信秋君） 9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足で譲受人は経営拡張で、譲受人はみかんを栽培されておられます。また、下限面積も満たされており許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次に、10、11番は同じ委員でございますので、続けてどうぞ。

○36番（小田 募君） 10番の案件について説明いたします。

受け人は甥ですので、甥への贈与として許可相当と判断いたしました。

11番は受け人の経営拡張ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第47号については許可することに決定しました。

次に、議第48号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第48号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の申請人で、申請物件が中坂門田の樹園地1,133㎡外12筆で14,840㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成25年9月5日から10年間契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が中坂門田の畑1,865㎡外16筆、計18,982㎡を、農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成25年9月5日から10年間の契約をするものです。

以上2件、33,822㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○30番（米野旨雄君） 1番の提案と2番の提案は、これは1番が親子で2番が祖父と孫の関係です。

1番の提案が農業者年金の受給のための経営移譲で、許可相当と判断いたします。

2番は祖父と孫の関係で、親が農業者年金受給のための後継者変更です。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第48号については、許可することに決定しました。

次に、議第49号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第49号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が岱明町の畑288㎡で、当初計画者は、義母の住宅に隣接して個人住宅を建築する予定で、平成20年5月に転用許可を受けておりましたが、義母が亡くなり、その住宅を相続したため、建築の必要がなくなり、今回申請者が個人住宅を建築するため事業計画変更を行うものでございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） この農地転用許可後の事業計画変更承認と、この次の農地の転用許可申請についてというところで、13番で譲渡がおこなわれ、許可相当と思われる。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第49号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第50号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第50号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が築地の田176㎡外1筆、計330㎡で転用目的が位置指定道路です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、330㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました

受付番号1番、説明をお願いいたします。

○4番（西川英文君） 1番の案件につきまして説明いたします。

これは議第51号の3番と関連する案件でございます、そのための位置指定道路の転用でございます。8月の総会で可決されました転用の農地のその奥にある農地もこの申請者のものでありまして、そこがまた転用ということで、この道路を6mの幅で約50mぐらい奥のほうにつくるということで、舗装工事を、側溝をつけて舗装するというごことでございます。現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第50号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第51号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第51号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が中の畑171㎡外1筆、計324㎡で、既存の宅地、山林部分722㎡と合わせて1,046㎡になります。転用目的が2区画の建売住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しており

ます。

2番、申請物件が築地の田298㎡で、転用目的が事務所及びタクシー置場です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、既存施設の拡張、既設にかかる部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものについては、例外的に許可可能であります。なお、農用地区域内の農地で、現在、公告縦覧中の農地でございます。

3番、申請物件が築地の田244㎡外1筆、計250.53㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が山田の畑379㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が大浜町の田249㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が田崎の畑15㎡外2筆、計229㎡で、転用目的は農道です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、親子間の使用貸借で、申請物件が玉名の田383㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。なお、農用地区域内の農地で、現在公告縦覧中でございます。

8番、申請物件が岱明町の畑500㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑4,308㎡で、転用目的が40.74kw×3基の計129.9kwの太陽光発電施設です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畑37㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

1 1 番、申請物件が岱明町の畑4 6 1 m²で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね5 0 0 m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

1 2 番、申請物件が岱明町の畑8 7 m²で、転用目的が農道です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね5 0 0 m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

1 3 番、議第4 9 号1 番との関係で、申請物件が岱明町の畑2 8 8 m²外1 筆、計3 1 4 m²で、転用目的が個人住宅です。農地区分は玉名市岱明支所より3 0 0 m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

1 4 番、申請物件が横島町の田3 2 7 m²で、転用目的が個人住宅です。農地区分は概ね1 0 h a 以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請地に係る土地の周辺地域において、居住するもの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能であります。なお、農用地区域内の農地ですが、現在、公告縦覧中でございます。

1 5 番、申請物件が天水町の田8 0 4 m²で、転用目的が自動車置場です。農地区分は概ね1 0 ヘクタール以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請地に係る土地の周辺地域において、居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。なお、農用地区域内の農地で現在、公告縦覧中でございます。

1 6 番、申請物件が天水町の樹園地6 2 0 m²で、転用目的が農家住宅及び農業用倉庫です。農地区分は概ね1 0 h a 以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請地に係る土地の周辺地域において、居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能です。

1 7 番、申請物件が天水町の畑1 0 7 m²で、転用目的が駐車場です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上1 7 件、9, 6 7 7. 5 3 m²をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同行

の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明申し上げます。

春出の公民館の西側に場所は位置しております。今回の申請物件の隣接地に山林と宅地があり、合わせて約700㎡というようなことです。今回の転用目的ということで、建売平屋の住宅を2区画ということで、建築する予定でございます。北側に市道があり、上下水道、側溝等も完備をしているというようなことでございます。何ら問題ございません。周辺の農地はなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、2番、3番、4番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 2番、3番、4番につきまして説明します。

まず2番ですが、これは農業振興地域でございましたので、農振除外の許可を得て今、公告縦覧中の土地でございますが、今回、タクシーの事務所移転とその駐車場を兼ねて事業をされるわけですが、現場はちょうど玉名バイパスの築地の中心地ですかね、そこのすぐ近くでございます。そこに事務所を移すということで、今回、生活雑排水等につきましては、合併浄化槽を通して側溝に流すということです。別に今のところ問題は生じておりません。

それから3番、これは先ほど申しました4条の道路指定の問題ですね、それと関連した農地で、その先にある農地を今度転用するというので、浄化槽でなくて、そのつくった道路に上下水を埋め込んで、それに接続するという。それから雨水は側溝に流すということだそうです。

それから4番、これは蛇ヶ谷のほうの近くですけども、申請地の1点が市道と接しておりますし、その市道に上下水管が埋設されております。それに生活雑排水をつなぐということです。雨水は側溝に流すということで、いずれの案件も現地調査をした結果、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○8番（永田達三君） 5番の案件について説明いたします。

玉東町でお住まいの申請人が個人住宅を建築するものです。申請地は、申請人の奥さんの実家近くであり、住宅が建ち並ぶ区域の一面にあります。東側以外は宅地と道路に面しており、東側の農地とはブロックにより境界をひくため、土砂の流出はないと思われます。雑排水は合併浄化槽により処理し、西側の水路に排水する計画です。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○13番（本田多美子君） 譲受人は3人とも関東のほうに暮らしておられます。相続で取得された土地であって、果樹園です。その手前のほうが申請地であって、その手前のほうを農道にしようということです。この方たちが果たして農業をされるかということで、計画書が出されてあります。3人の方の1人はもう定年を過ぎておられて、故郷で、3人ともいずれは故郷で農業をしたいということで、そういう計画です。お一人の方は定年されておりますので、この許可が下り次第といえますか、許可が下りたらもう半年をめどに帰って、玉名市に住んで農業をするということで計画されております。

申請地は、現地調査しましたところ、耕作放棄地状態で、かえって農道にしたほうが立派になるかなというところでした。そこは市道からすぐ近くになって、4mから6mの幅に道路ができて、トラック等がスムーズに行けるような状態になります。

二男さんだったかな、後は帰ってこられてから、果たして農業をされるかということで、一応農業に必要な機材というと、まず軽トラックを揃えられて、小型の耕運機とか草刈り機等は購入するというところでした。また、大型のトラック等は、近所に昔からの知人があるということで、それを借りられるということで計画をされております。後は造成中の被害防除の件ですが、土砂の盛土には地区外に拡散しないように注意して工事を行うということで、近隣農地への被害等もなく、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○16番（田辺信之君） 7番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子です。使用地は住宅の建ち並ぶ区域に位置し、東は倉庫、西は市道、南は住宅、北は道路です。給水、生活雑排水は市道の上下水道を利用し、雨水は市道の側溝に流す計画です。現地調査の結果、土漏れもなく、被害防除もないと判断しました。本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、8、9番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○18番（荒木まつ子君） 8番の案件について説明します。

申請地は第2種農地で、畑70㎡に個人住宅を建てられるものです。住宅は木造瓦葺き2階建てで、駐車場、通路、庭などです。排水計画としましては、市の水道が、給水が市の水道より、排水は、雨水は浸透桝にて処理する。生活雑排水汚水は、下水道に放流します。周辺農地への日照、通風被害はないものと思われまます。建設中は、土砂の流出、噴煙などの被災がないように十分注意して工事を行

うということでした。許可相当と判断いたします。

9番の案件について説明します。

現場は第3種農地で、転用目的が太陽光発電施設です。太陽光発電施設47kw出力の施設を3基設置します。申請地は、排水関係におきましては、申請地は南側から西側へ道路に面していることから、雨水は自然浸透及び側溝へ流します。造成中の土砂の流出など、堆積など、注意して工事を行い、周辺の農作物への影響もなく、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、10番につきましては、始末書が添付されておりますので、まず始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局係長（二階堂正一郎君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） では、担当委員の説明をお願いいたします。

○21番（田上 一君） 10番の案件について説明します。

隣接する東側の道路を岱明町時代に道路拡張したときに買収した分の残りが、この宅地に引つuitったわけですね。今はこの道路を通らんことには家に入られんそうで、通路として使いよらした訳です。それで始末書も出してもらっています。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次は11、12番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○22番（小路修三君） 11番の案件について説明します。

申請人は借家住まいのため自己専用住宅を建築するものです。給排水は市の上下水道を利用するため問題はありません。被害防除計画は申請地の北側、南側の宅地に面しており、ブロック塀で境界をすることです。東側は道路に面しており問題はありません。土砂の流出などは心配ないと思いますので、許可相当と判断いたします。

それから12番、譲受人は天水町の申請人で11番の案件の奥の農地への進入路として必要であるため農道としての申請です。何ら問題ないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、13番。

○23番（徳井勝美君） 譲渡人は、現在、金沢と横浜に住んでおられます。譲受人は、現在、玉名市のほうにアパートを借りて家族と住んでおられます。それで土地を探していたところ、この土地があり個人住宅を建てるということです。それで、個人住宅の内容ですけれども、住居専用住宅として木造2階建て、事業計画として敷地の北側に建物を建築し、給排水のほうも上水道を使うということです。生活雑排水、雨水については、その雨水が道路両側に設けた側溝から北側の市道のほうへ流すと

いうことです。汚水は現況下水道に合流するということです。以上ですけれども許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、14番、どうぞ。

○25番（小島昌文君） 14番の件について説明します。

東側は排水溝があり、汚水は排水に流します。南側の農地の境界は、ブロックを積み土砂が流出しないようにします。生活雑排水は、集落排水施設に流す計画です。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、15番、どうぞ。

○32番（生田三之利君） 15番の案件について説明をいたします。

場所につきましては、県道1号線沿いの尾田川というところにありますけど、それに交差した地点であります。申請人の経営する自動車整備工場の敷地が狭いため、隣接する農地を譲り受け、整備する自動車17台分の駐車場として転用するものがあります。周囲は自分の宅地、それから県道1号と尾田川の河川に囲まれた土地であります。給水は不要であります。雨水につきましては、自然浸透により排水をする計画です。周囲をL型の擁壁で囲み、1m盛土し、整地する工事となります。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次は、16、17は担当委員が同じでございますが、17番につきまして始末書が添付されておりますので、まず始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局係長（二階堂正一郎君） — 17番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 16、17、続けてどうぞ。

○36番（小田 募君） 16番の案件について説明いたします。

譲受人は、実家の敷地に住宅と倉庫をつくらうと考えましたが、敷地が狭く、日当たりが悪くなったりするので、隣接地を購入して住宅と倉庫をつくるように計画をしました。給排水計画ですが、井戸を掘り、生活雑排水は合併浄化槽をつくって近くの水路に放流するそうです。敷地は平屋のためにさほど問題ないと思いますので、許可相当と判断いたしました。

17番は、事務局から説明がありましたように、もう駐車場ができ上がっております、10年前です。雨水はそのままですけど、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第51号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第52号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第52号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画(案)による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから17ページまでの19件の集積です。所有権移転が5件の14,894㎡、利用権設定が14件の44,337㎡で、合計19件の59,231㎡の集積でございます。

参考資料として農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画調査書を配布しておりますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(東 令佐君) 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第52号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報告

○議長(東 令佐君) 次、報告第21号から報告第23号を一括して事務局に説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 18ページをお願いします。

報告第21号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18

条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は16件の解約の通知を受理しております。

続きまして、22ページをお願いします。

報告第22号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線基地建設が1件、農業用倉庫建設が2件、計3件の届けを受理しております。

次に、報告第23号、許可書返納届について。下記の物件は、県知事等より許可書返納の届出があったので報告します。平成25年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

許可後に契約上の問題が発生し、許可された事業、駐車場ですけども、これの遂行が困難なためということで返納がっております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（東 令佐君） その他、何かございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議誠にありがとうございました。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年9月5日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 植田 英男

農 業 委 員 三川 了